

第1章

人と自然との共生の確保

第1章 人と自然との共生の確保

第1節 自然とのふれあいの推進【自然環境課】

県内には、多様で豊かな自然が多く残されていることから、大山隠岐国立公園をはじめ、2か所の国定公園と11カ所の県立自然公園、6地域の島根県自然環境保全地域が指定されており、その保全に努めています。

また、自然とのふれあいを求める県民ニーズの高まりに応え、生物の多様性や自然との共生についての理解を深めるため、県では三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスの3施設を自然体験学習の拠点として整備運営すると共に自然解説ボランティアの育成などにより、自然とのふれあいの場の提供と自然環境学習の推進に努めています。

1 優れた自然の保全

(1) 島根県自然環境保全地域等の保全

「島根県自然環境保全条例」に基づき、県内の自然公園区域以外で学術的価値の高い優れた自然の存する6地域が島根県自然環境保全地域に指定されています。

指定地域については、地元の保護団体等の協力を得ながら、巡視や草刈りなどの保全活動を実施し、適正な保全に努めています。

特に、飯南町の赤名湿地性植物群落においては、自然遷移による乾陸化が進み、湿地性植物の衰退が懸念されてきたことから、ボランティアの協力を得ながら湿地の自然再生（平成14～16年度実施）に取り組みました。また、事業実施後も湿地の環境を維持するため、毎年、地元ボランティアの協力によりヨシやノイバラなどの除草作業を実施しています。

表1-1-1 島根県自然環境保全地域一覧表

地域名	所在地	保全すべき自然環境の特質等	指定面積 (ha)
1. 赤名湿地性植物群落	飯南町	ミツガシワ、リュウキンカ、サギソウ、トキソウ、ハンノキ等の湿地性植物群落	30.18
2. 六日市コウヤマキ自生林	吉賀町	コウヤマキ自生林	48.17
3. オキシヤクナゲ自生地	隠岐の島町	オキシヤクナゲを中心とした隠岐島後特有の動植物等	76.76
4. 西谷川オオサンショウウオ繁殖地	安来市	オオサンショウウオ生息環境	5.00
5. 三隅海岸	浜田市	ハマビワの自生地と変化に富んだ岬角、島嶼景観	15.90
6. 女亀山	飯南町	野生動植物の生息・自生地、鳥類の繁殖・中継渡来地	2.73
計			178.74

その他、三瓶山北の原にある「姫逃池」においても自然再生（平成14年度実施）に取り組み、水面の回復とカキツバタ自生地（県指定天然記念物）の生育環境が改善されました。その後、カキツバタの周辺に他の植物の繁茂が目立つようになったことから、生育環境の改善を図るための除草作業などを行っています。平成25年度においても、地元を中心としたボランティアの協力を得て、草の抜き取り作業を実施しました。

第1章 人と自然との共生の確保

(2) 身近な自然の保護と活用

自然公園や自然環境保全地域といった法規制に基づく地域のほか、昭和62年度から身近な自然環境の中に点在している貴重な自然や地域のシンボルとして守られている自然を「みんなで守る郷土の自然地域」として58箇所を選定し、自発的な活動を支援しています。

また、地域住民自らが守り育て活用している身近な森や林を「みんなで親しむふるさとの杜」として2箇所（松江市「忌部神社の杜」、奥出雲町「湯野神社の杜」）を選定しています。

(3) 自然保護意識の普及・啓発

自然環境の適正な保全と利用を推進するため、広報紙やホームページ等により自然保護意識の普及啓発に取り組みました。

また、自然保護や生物多様性の重要性等の啓発を目的とした研修会を開催しました。

2 自然公園の保護と利用

(1) 本県の自然公園

我が国の四季折々の自然風景は、私たちの人間性や情緒を育む母体です。

そこで、特に優れた自然の風景地を国民の遺産として後世に引き継いでいくために、国立・国定公園及び県立自然公園に指定してその保護を図るとともに、自然とのふれあいの場として、利用の促進を図っています。

本県においても、隠岐諸島や島根半島に代表される優れた自然の海岸風景や、典型的なトロイデ火山の三瓶山、中国脊梁山地の山岳・渓谷景観を有しているため、大山隠岐国立公園、比婆道後帝釈国定公園、西中国山地国定公園のほか11の県立自然公園が指定されており、その総面積（海面を除く）は40,497haで、県土面積の約6%を占めています。（表1-1-2）

このほか、大山隠岐国立公園には、隠岐島地域と島根半島地域の海面に、海域公園地区5地区と普通地域が指定されています。

表1-1-2 自然公園一覧表（平成26年3月31日現在）

面積単位：ha

公園の種類	公園の名称	公園指定年月日	陸域面積 (海面を除く)	陸域面積の内訳					摘要
				特別地域				普通地域	
				特別保護 地 区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域		
国立公園	大山隠岐	S38.4.10	13,036	730	585	5,399	6,269	53	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、松江市、出雲市、大田市、飯南町、美郷町
計	1		13,036	730	585	5,399	6,269	53	
国定公園	比婆道後 釈	S38.7.24	1,637	-	16	854	767	-	奥出雲町
	西山 中国地	S44.1.10	9,211	77	714	3,338	5,082	-	邑南町、浜田市、益田市、津和野町、吉賀町
計	2		10,848	77	730	4,192	5,849	-	
県立 自然公園	浜田海岸	S12.12.1	238.6	-	7.2	199.4	32.0	-	浜田市
	清水月山	S39.□.17	360	-	-	66	294	-	安来市
	宍道湖北山	S39.4.17	10,618	-	-	92	2,601	7,925	松江市、出雲市
	立久恵峡	S39.4.17	367	-	-	86	281	-	出雲市
	鬼の舌震	S39.4.17	330	-	-	35	295	-	奥出雲町
	江川水系	S39.4.17	2,296.5	-	-	-	1,893.5	403	美郷町、邑南町
	蟠竜湖	S39.4.17	187.6	-	-	81.9	82.3	23.4	益田市
	青野山	S39.4.17	970	-	-	39	931	-	津和野町
	竜頭八重滝	S42.5.9	396	-	-	38	358	-	雲南市
	千丈溪	S57.10.15	340.2	-	-	114	226.2	-	江津市、邑南町
断魚溪・ 観音滝	S59.5.18	509.3	-	-	39.0	470.3	-	江津市、邑南町	
計	11		16,613.2	-	7.2	790.3	7,464.3	8,351.4	
合計	14		40,497.2	807	1,322.2	10,381.3	19,582.3	8,404.4	

(注) 国立公園には、上記のほか、海面（島根半島〈7ha〉、浄土ヶ浦〈20.8ha〉、代〈14.8ha〉、国賀〈7.3ha〉、海士〈7.6ha〉の各海域公園地区及び普通地域）が指定されています。

(2) 自然公園の利用

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するものであるとともに、自然とのふれあいの場としても活用されています。身近な自然を相手とするハイキング、自然探勝等の低廉で健全な野外レクリエーションの需要は高く、自然に恵まれた本県の自然公園は、これらの需要を満たす格好の場として利用されています。

第1章 人と自然との共生の確保

表1-1-3 自然公園利用者の推移

(単位：千人)

公園の種類	公園の名称	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
国立公園	大山隠岐	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037	4,575	4,659	4,565	5,533	10,721
計	1	4,736	4,692	4,487	4,444	4,605	4,779	5,037	4,575	4,659	4,565	5,533	10,721
国定公園	比婆道後帝釈	29	29	25	14	26	20	23	23	21	25	23	22
	西中国山地	358	329	312	336	266	200	257	235	267	267	274	272
計	2	387	358	337	350	292	220	280	258	288	292	297	294
県立 自然公園	浜田海岸	561	527	549	495	433	429	414	404	461	432	430	395
	清水月山	834	896	1,024	1,129	1,281	1,217	1,249	1,157	1,330	1,142	1,079	1,418
	宍道湖北山	1,265	1,149	1,107	1,084	1,077	1,084	1,024	970	946	895	797	763
	立久恵峡	178	154	170	166	152	133	163	109	119	149	151	264
	鬼の舌震	98	100	100	100	100	101	101	102	96	107	110	92
	江川水系	90	93	77	48	38	35	37	34	34	33	31	31
	蟠竜湖	180	183	188	196	205	209	221	238	238	262	275	274
	青野山	20	17	17	14	14	17	10	14	14	13	15	12
	竜頭八重滝	61	60	60	58	50	50	55	52	58	74	78	80
	千丈溪	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1
	断魚溪・観音滝	31	31	29	28	29	28	27	24	20	26	26	19
計	11	3,321	3,213	3,324	3,321	3,382	3,306	3,304	3,107	3,319	3,136	2,995	3,349
合計	14	8,444	8,263	8,148	8,115	8,279	8,305	8,621	7,940	8,266	7,993	8,825	14,364

(3) 自然公園の施設整備及び管理

自然に親しむ目的で自然公園を訪れる利用者のための自然探勝歩道、駐車場及び公衆トイレ等の利用施設の整備を国、県及び市町村が連携を取りながら整備を進めてきましたが、平成25年度は豪雨災害により県西部の自然公園施設が被災したことにより、その復旧工法の立案作業を行いました。

自然公園内の施設の管理については、原則として市町村に管理を委託し、安全で快適な自然公園の利用を図りました。また、自然公園内でも特に風致維持・景観保護を必要とする地域の美化清掃経費について、市町村に自然公園美化清掃交付金を交付しました。

また、春期及び夏期の利用最盛期を中心に自然公園内のパトロールを強化し、健全な利用の普及を図ると共に、違法行為の防止は許認可手続き等の指導及び処分を行いました。(表1-1-4)

表1-1-4 自然公園における年度別許可・届出事項の処理件数

処理の別	行為の種類	公園別	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
許可	工作物の新改増築	国立	78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国定	3	3	5	2	9	3	5	12	8	3	5
		県立	12	18	20	21	10	20	17	8	18	22	24
	木竹の伐採	国立	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国定	4	1	2	0	0	2	1	0	0	1	1
		県立	4	1	1	1	1	1	2	1	6	4	10
	その他	国立	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国定	2	1	1	0	1	0	2	0	1	2	2
		県立	8	5	2	7	3	1	9	3	0	1	5
受理	工作物の新改増築他	国立	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		国定	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
		県立	0	1	4	1	0	1	1	13	1	5	2
計	国立	115	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	国定	9	6	8	2	10	6	8	12	9	6	8	
	県立	24	25	27	30	14	23	29	25	25	32	41	
合計			148	31	35	32	24	29	37	37	34	38	49

※国立公園にかかる許認可事務については、法定受託事務を返上したため、平成16年度より環境省が直接実施している。

3 自然とのふれあいの増進及びボランティアの活躍

(1) 自然とのふれあい機会の増進

① 自然系博物館などの活用

これまでに整備した三瓶自然館サヒメル、宍道湖自然館ゴビウス、しまね海洋館アクアスなどの自然体験学習の拠点施設や県民の森などのフィールドを活用して、自然とのふれあいを楽しんだり、生き物との接し方や自然資源の持続可能な利用などについて学ぶ機会を提供しました。また、三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の管理運営にあたっては、それぞれ、公益財団法人しまね自然と環境財団、公益財団法人ホシザキグリーン財団、公益財団法人しまね海洋館を指定管理者とし、効率的で適切な管理を行うとともに自然教育の場として利用の促進を図っています。

また、三瓶自然館では自然系博物館として自然環境に関する調査研究や環境教育に努めました。

② 自然に親しむ運動の実施

7月21日から8月20日までの1か月間を中心として自然公園の利用を中心とした「自然に親しむ運動」が全国的に展開され、県内各地で自然に親しむ各種の行事が実施されました。

(2) 中国自然歩道の整備及び利用促進

中国自然歩道は、中国5県の美しい自然や文化的遺産を一本の道で結んだ総延長2,302.6kmの自然歩道です。鳥根県内には昭和52年～昭和57年度（平成4、平成21年度に見直し）に策定した総延長654.5kmの自然歩道があり、本線ルート546.7km（美保関—一畑薬師—大社—立久恵—三瓶—温泉津—川本—浜田—匹見—津和野）と南北ルート107.8km（一畑薬師—斐川—木次—吾妻山）があります。

中国自然歩道の安全快適な利用を図るため、平成24年度は指導標識の更新等を行いました。

第1章 人と自然との共生の確保

また、通常のパトロール、草刈等の管理を市町村等に委託するとともに、災害等によって破損した箇所維持補修工事を実施しています。

中国自然歩道を多くの方に知ってもらい、ハイキング等の利用促進をはかるため、17種類のパンフレット（表1-1-5）を作成し、モデルコースや見どころ等を紹介しています。

表1-1-5 中国自然歩道を紹介するパンフレット

No.	コース名	パンフ No.	モデルコース	No.	コース名	パンフ No.	モデルコース
①	美保関・大平山コース	1-1	惣津・北浦海岸コース	⑦	石見銀山街道コース	7-1	やなしお道・湯抱小松地コース
		1-2	枕木山・大平山コース			7-2	温泉津・沖泊道コース
②	朝日山・一畑寺コース	2	朝日山コース	⑧	断魚溪・千丈溪コース	8	断魚溪周遊コース
			一畑寺・赤浦海岸コース				観音滝・龍頭ヶ滝コース
			塩津・十六島海岸コース				千丈溪コース
③	鱒淵寺・大社・立久恵コース	3-1	旅伏山・鱒淵寺コース	⑨	浜田海岸コース	9	畳ヶ浦・国府海岸コース
			大社・湊原海岸周遊コース				生湯海岸・外ノ浦コース
		3-2	神西湖周遊コース				⑩
			立久恵周遊コース	大麻山・室谷コース			
			久奈子神社・花の郷周遊コース	高城山・龍雲寺コース			
				双川峡コース			
④	宍道湖・斐川・雲南コース	4-1	宍道湖西岸コース	⑪	匹見峡・安蔵寺山コース	11-1	奥匹見峡コース
		4-2	荒神谷・加茂岩倉コース				表匹見峡コース
			木次・三刀屋周遊コース				裏匹見峡コース
⑤	鬼の舌震・吾妻山コース	5	鬼の舌震周遊コース			11-2	安蔵寺山コース1
			吾妻山コース				安蔵寺山コース2
			要害山コース				
⑥	三瓶山麓コース	6	北の原・西の原コース	⑫	津和野コース	12	地倉沼コース
			西の原・湯抱コース				青野山コース

(3) 自然環境の観光資源としての活用

市町村及び三瓶自然館等と連携し、エコツーリズムの普及を図るとともに、エコツーリズム啓発研修、有志団体が実施するエコツアー誘致の働きかけ等を行いました。

(4) ボランティアの活躍

① 自然保護レンジャー制度

県内の自然公園等（国立・国定・県立自然公園、中国自然歩道、自然環境保全地域）においてボランティアとして動植物の保護、野外活動の指導及び情報提供などの活動に従事できる方129名を第15期島根県自然保護レンジャーとして委嘱（任期2年：平成24年度～平成25年度）し、その協力を得て自然保護の推進を図りました。

② 自然公園等ボランティア整備

自然保護レンジャーや地元自然保護団体など、県民との協働事業という形で、自然公園等の整備を行なっています。平成25年度は、中国自然歩道の匹見峡モデルコースにおいて違法採取禁止の看板設置、朝日山モデルコースにおいてベンチ整備を行いました。

4 隠岐ジオパークの世界認定支援

平成21年10月に日本ジオパークに認定された隠岐諸島は、平成25年9月9日に世界ジオパークネットワークへの加盟が認められました。

島根県では、隠岐世界ジオパーク推進協議会が中心となって進めている世界認定の取組を支援するため、平成23年度から、世界認定に必要な外国語併記の解説板の設置や、自然公園等の施設・設備の整備を実施するとともに、自然環境調査や推進協議会の運営を支援しました。

【ジオパークとは】

ジオパークとは、地球や大地を意味する「ジオ」と公園である「パーク」を合わせた造語で、優れた価値を持つ地質遺産を有すると同時に、生態系や人の生活の関係までを総合的に体験できる自然公園です。

ジオパークは、ユネスコの支援により平成16年に設立された世界ジオパークネットワークにより、世界各国で推進されています。

■世界ジオパークと日本ジオパーク

世界ジオパークは、世界ジオパークネットワークの審査を受け、世界ジオパークネットワークへの加盟を認定された地域であり、平成26年9月末現在で、32か国、111地域が加盟しています。日本国内では、洞爺湖有珠山、糸魚川、島原半島、山陰海岸、室戸、隠岐、阿蘇の7地域が認定されています。

日本ジオパークは、日本ジオパーク委員会が認定する国内版のジオパークです。平成26年9月末現在で、上記7地域の外、白滝、三笠、とちぎ鹿追、アポイ岳、八峰白神、男鹿半島・大潟、三陸、ゆざわ、佐渡、磐梯山、茨城県北、銚子、下仁田、秩父、箱根、伊豆半島、伊豆大島、白山手取川、恐竜渓谷ふくい勝山、黒部立山、南アルプス、南紀熊野、四国西予、おおいた姫島、おおいた豊後大野、天草御所浦、天草、霧島、桜島・錦江湾の36地域が認定されています。

第1章 人と自然との共生の確保

第2節 生物の多様性の確保

生物の多様性は、個々の生物種や地域における個体群が維持され、全体として生態系が保全されることにより確保されます。本県の豊かな自然環境とその営みを守るため、森林、河川、湖沼、海岸、里地里山など、それぞれの生態系に応じた生物の生息・生育環境の保全と回復を図ることが重要です。

1 野生動植物の保護対策【自然環境課】

(1) 「しまねレッドデータブック」の発行

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息状況等を取りまとめたものです。都道府県レベルの状況をまとめたものとしては全国でも先駆的な取り組みとして、平成8年度に「しまねレッドデータブック」を発行しました。これは県独自に判断した保護の緊急性により3区分にランク付けし、動植物合わせて315種を掲載したものです。

その後、平成13年度から改訂作業に着手し、平成15年度に「改訂しまねレッドデータブック」を発行しました。改訂にあたっては、環境省に準じた絶滅のおそれの度合いを示すカテゴリー区分の導入や掲載分類群の追加を行い、動植物合わせて836種を掲載種として選定、評価しています。

また、平成15年度に改訂してから10年後を目処に改訂を行うために、平成22年度にしまねレッドデータブック改訂委員会を設置し、改訂作業に着手しました。

そして、改訂委員会を開催し検討するとともに現地調査等により情報収集を行い、平成24年度に「改訂しまねレッドデータブック2013植物編」（掲載種数394種）、平成25年度に「改訂しまねレッドデータブック2014動物編」（掲載種数550種）の発行を行いました。

(2) 自然環境の調査・情報整備と活用

① 調査と情報収集

野生動植物の生息生育実態をはじめとする自然環境調査や、既存データの収集整理を行っています。平成25年度は、レッドデータブックの改訂に伴い動物を中心に調査を行うとともに、宍道湖におけるシンジコハゼ及びミナミアカヒレタビラ生息状況調査などを実施しました。

② 環境に配慮した工事の推進

調査結果と収集した情報については、データベース化を行い地図情報として整理し、各種の開発協議や大規模工事等における各種事業計画の照会に対し、貴重な野生動植物の生息情報の提供と自然環境への配慮に関する助言を行うなど、環境に配慮した工事の推進に活用しています。

(3) 希少野生動植物の保護対策

県内に生息生育する希少野生動植物の保護を図り、生物の多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承することを目的として、平成22年3月に「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定しました。

同条例に基づき、平成22年度にダイコクコガネ、オニバスの2種、平成23年度にミナミアカヒレタビラ、カワラハンミョウ、ヒメバイカモの3種を特に保護を図る必要のある「指定希少野生動植物」として指定を行いました。

また、保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、平成23年度にダイコクコガネ、オニバスの2種、平成24年度にミナミアカヒレタビラ、カワラハンミョウ、ヒメバイカモの3種について同条例に基づく保護管理計画を定めました。

平成25年度は地元団体や専門家等と連携し、指定希少野生動植物等にかかる生息生育環境の保全対策及び普及啓発を行いました。

表1-2-1 「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動植物

科名	種名	県内での分布	存続を脅かす要因	指定年月日	写真
コガネムシ科	ダイコクコガネ	三瓶山（大田市）のごく限られた地域	放牧形態の変化や採集圧の増加等	平成22年12月10日	
スイレン科	オニバス	自生地は松江市内のため池1箇所	除草剤やアメリカザリガニ等の食害	平成22年12月10日	
コイ科	ミナミアカヒレタビラ	宍道湖流入河川など	河川改修などによる環境の悪化、外来種による捕食	平成24年3月6日	
ハンミョウ科	カワラハンミョウ	江津市以西の海浜の河口付近（局所的）	工事による砂浜の攪乱や環境悪化、堆砂の移動除去	平成24年3月6日	
キンポウゲ科	ヒメバイカモ	県西部高津川の上流域	河川改修や水質汚濁の進行	平成24年3月6日	

2 野生鳥獣の保護管理対策【森林整備課（鳥獣対策室）】

野生鳥獣による農林作物等の被害を防止しながら、野生鳥獣の保護管理を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）および、絶滅のおそれのある野生生物を保護するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて鳥獣行政を推進していくもので、その主要事項は次のとおりです。

- ① 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、狩猟鳥獣捕獲禁止区域（ニホンジカ、キジ・ヤマドリ）、鉛散弾規制区域の指定整備に関する事項
- ② 鳥獣の放鳥獣に関する事項
- ③ 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- ④ 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- ⑤ 鳥獣保護事業の啓発及び実施体制の整備に関する事項
- ⑥ 絶滅のおそれのある種の保存に関する事項

平成25年度に実施した主な事業は次のとおりです。

- (1) 平成25年度末現在の鳥獣保護区等の指定状況は別表1-2-2のとおりで、鳥獣保護区の新規指定はありませんでした。

第1章 人と自然との共生の確保

- (2) 愛鳥週間（5月10～16日）行事の一環として、小・中・高等学校及び特別支援学校の児童・生徒を対象とした愛鳥週間ポスター図案の募集（応募校52校、応募数996点）、その入賞者の表彰と作品の展示や野鳥観察会（松江市内、雲南市内）を実施し愛鳥思想の普及啓発に努めました。
- (3) 水鳥の保護対策の基礎資料とするため、例年行っているガンカモ類の生息調査（宍道湖・神西湖・高津川）を10月から3月までの間に行い、ガンカモ類の一斉渡来状況調査（県内全域）を平成26年1月12日に実施しました。（表1-2-3）
- (4) 傷病野生鳥獣の救護対策として、傷病野生鳥獣救護ドクターの6名により鳥類36件の傷病鳥獣の治療を実施しました。
- (5) 本県では出雲北山山地をニホンジカ捕獲禁止区域に指定し狩猟を禁止していますが、頻繁な出没や農林作物被害が深刻なことから、個体数調整と生息環境整備を重点的に進めました。併せて生息頭数調査（区画法調査・糞塊法調査・ライトセンサス調査）を実施し、より正確な頭数把握に努めました。
- (6) 西中国山地に生息するツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき対策を講じてきています。しかし近年、人家周辺に出没したり、農林作物畜産等への被害を発生させる状況にあるため、鳥獣専門指導員5名を配置し、出没時の対応や被害対策を講じるなど、適切な保護管理に努めました。
- (7) 狩猟鳥であるキジ・ヤマドリについて、その増加を図るために必要と認められる箇所において、キジ400羽、ヤマドリ50羽を放鳥しました。
- (8) 野生鳥獣による農作物被害対策として、防護柵等の設置及び有害鳥獣捕獲を推進し、その軽減及び防止に努めました。

表1-2-2 鳥獣保護区等の指定状況

（単位面積：ha）

種別	設定区分	24年度		25年度		備考
		箇所数	面積	箇所数	面積	
鳥獣保護区	国指定	2	16,575	2	16,575	中海・宍道湖
〃	県指定	81	30,552	81	30,377	
特別保護地区	国指定	2	15,695	2	15,695	中海・宍道湖
〃	県指定	12	572	12	572	
休 猟 区	〃	2	3,050	2	2,152	
特定猟具使用禁止区域	〃	78	23,989	78	24,157	
ニホンジカ捕獲禁止区域	〃	1	6,980	1	6,980	
キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	〃	6	20,240	6	19,854	
指定猟法使用禁止区域	〃	1	50	1	50	

表1-2-3 水鳥生息調査状況

(単位：羽)

年度	種別	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ヨシガモ	オカヨシガモ
21		648	8,848	4,915	2,711	45	355
22		944	14,899	5,567	3,512	54	675
23		510	11,131	4,996	2,917	84	336
24		1,356	13,163	6,027	1,948	55	638
25		1,397	10,929	6,961	1,726	85	347
	ヒドリガモ	オナガガモ	ハシビロガモ	ホシハジロ	キンクロハジロ	スズガモ	トモエガモ
	1,790	1,355	187	7,066	20,676	27,900	33
	2,150	2,617	278	5,110	20,911	12,418	1,540
	2,629	1,405	253	1,684	16,545	20,689	139
	1,662	2,593	253	3,993	23,643	19,632	6
	1,190	1,068	279	2,805	19,442	28,609	-
	ホオジロガモ	ウミアイサ	カワアイサ	ミコアイサ	ツクシガモ	アメリカヒドリ	アカツクシガモ
	336	34	112	4	17	1	4
	235	31	127	14	-	-	-
	355	39	144	13	1	2	-
	360	35	154	22	30	-	1
	241	16	120	9	1	1	-
	オオハクチョウ	コハクチョウ	マガン	ヒシクイ	その他	計	
	3	1,709	4,244	118	4,320	87,431	
	-	2,332	4,395	137	2,612	80,558	
	-	2,570	3,609	78	1,717	71,846	
	4	2,088	3,927	84	2,902	84,576	
	7	2,032	3,221	88	397	80,971	

3 ラムサール条約湿地「宍道湖・中海」の「環境の保全」と「賢明な利用」の推進【環境政策課】

平成17年11月、宍道湖と中海はラムサール条約湿地として登録されました。この条約の3つの柱である、「環境の保全」、「賢明な利用」及び「交流・学習」を推進し、両湖の豊かな恵みを次世代へ承継していくという壮大な理念の実現に向け、長期的視点に立った、息の長い取組を着実に実施してきました。この結果、鳥取県との連携や他の条約湿地との交流が促進されるなどの成果がありました。

平成25年度は、引き続き鳥取県と連携して、下記事業を開催しました。

- ・リレーシンポジウムの開催

両湖の賢明利用を推進するため、「食」をテーマに、各県が2回ずつミニシンポジウムを開催した後、両県合同でシンポジウムを開催しました。

平成26年1月18日に開催した合同シンポジウムでは、中海・宍道湖で環境活動に取り組んでいる子どもたちによる自然体験活動や交流活動などの報告と環境カウンセラー「らんま先生」

第1章 人と自然との共生の確保

のエコ実験パフォーマンスショーを行い、参加者の皆さんに楽しく学んでいただきました。

【来場者数：約300名】

・こどもラムサール全国湿地交流の開催

次世代の湿地保全を担う両県の子ども達へ「学習・交流」の機会を提供するため、宍道湖と中海で活動している子どもたちを、琵琶湖（滋賀県）へ派遣したり、他の湿地で活動する子どもたちを宍道湖へ招き、全国の子どもたちとの交流会を開催しました。

各湿地での活動報告や現地での自然体験活動を通じて、交流を深めるとともに、様々な恵みをもたらしてくれる湿地の大切さを認識する機会となりました。

第3節 森林・農地・漁場の保全と活用

1 森林・農地・漁場の保全

(1) 森林の公益的機能の維持保全【森林整備課】

森林は、水資源のかん養や、土砂流出防備等国土の保全機能はもとより、二酸化炭素を吸収し、再生産が可能な資源である木材の生産など、地球温暖化の防止に重要な役割を担っています。

県では地域森林計画を策定し、森林資源の利用と再生、間伐等による森林機能の充実・強化を図るための取り組みをしています。

森林整備を進めるにあたっては、補助事業により森林所有者等が行う植栽、下刈り、間伐などの費用負担の軽減や、林道・作業道などの路網の整備による施業の低コスト化の推進などを行っています。

また、特に重要な役割を果たしている森林については、保安林に指定し、その機能が失われないように開発行為などを制限して保全に努めるほか、自然災害等により機能が低下したものについては、治山事業により機能回復のための防災施設の設置や森林整備を行っています。

(2) 水と緑の森づくり【林業課】

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組みます。

- ① 再生の森事業（荒廃森林の再生）
- ② みーもの森づくり事業（県民提案型）
- ③ 森づくり推進事業（森づくり情報交流・人材養成など）

(3) 松くい虫及びナラ枯れ被害対策の推進【森林整備課】

県内の松くい虫被害は昭和59年の約11万㎡をピークに減少傾向で推移していましたが、出雲市における空中散布の中止や夏の高湿少雨等の影響により平成23年はピーク時を上回る約13万㎡と急拡大しました。その後、平成25年は約6万㎡と減少しています。

現在は、出雲市を中心に公益的機能の高い松林を対象にした樹幹注入による予防措置と被害木の駆除措置を組み合わせた被害対策を行い被害軽減に努めています。

また、平成20年秋から、松くい虫被害を受けにくい抵抗性マツの苗木の出荷が始まり、特に海岸部の被害跡地への植栽用として活用されています。

ナラ枯れ被害は、昭和61年に益田市美都町で被害木が確認されました。その後、県東部へと被害が広がり隠岐諸島を除く全市町で発生しています。

このため、被害木の処理に加え、広葉樹の積極的な利用による高齢化した林をナラ枯れに強い若い林に変える取り組みにより被害の軽減に努めています。

(4) 農地保全対策の推進【農村整備課】

農村地域は、食料の生産・供給の場であるとともに、そこに住む人々の生活の場であり、豊かな自然や、気候・風土に育まれた独特の農村景観により人々に安らぎを与えてきた場でもあります。

特に県土の8割以上を占める中山間地域では、生産基盤整備や生活環境整備を一体的・総合的に行うことにより、農業農村の活性化を図りながら農地の保全を積極的に展開しています。またその整備に当たっては、生態系や景観・親水にも配慮し、新たな農村環境を生み出すことなどにより、

地域住民の憩いの場や都市交流の場としても活用できるよう整備しています。

① 中山間地域総合整備事業

過疎、山村振興、離島振興、半島振興、特定農山村の指定を受けた地域等における中山間地域で、ほ場整備や農道、農業用排水路などの農業生産基盤や、集落道や防災安全施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農村を取り巻く環境保全対策を実施しています。

平成25年度事業実施地区数 8地区

② 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全対策事業）

中山間地域等における水路や農道などの土地改良施設や、これと一体的に保全する必要があると認められた農地について、多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、人材の育成や、土地改良施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行います。

(5) 環境にやさしい農業の確立 【農畜産振興課】

① 推進事業

ア 島根県『環境農業』推進協議会の開催

学識経験者、流通関係者、消費者等を委員とする島根県『環境農業』推進協議会を開催し、有機農業の推進や島根県エコロジー農産物推奨制度等について検討を行いました。

イ 有機農業に関する啓発・研修の実施

有機農業に取り組む生産者等と消費者がふれあうことにより、県民の有機農業への関心を高めるため、「しまねオーガニックフェア」を開催しました。また、有機農業実践者の技術向上のための研修会を開催しました。

ウ 実証展示ほ場の設置

隠岐支庁、各農林振興センターで、環境にやさしい農業技術の実証展示を行い、その普及拡大を図りました。

エ 島根県エコロジー農産物推奨制度の推進

各種イベントや店頭販売コーナーを通じ、エコロジー農産物推奨制度の趣旨の理解や消費拡大に向けたPRを実施しました。

これらの取組みにより、平成24年度末には持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は平成25年度中に新たに120名が認定を受け、平成25年度末で1,500名となっています。

② 農業用廃プラスチックの適正処理

島根県農業用廃プラスチック適正処理推進方針（平成11年12月1日制定）に基づき、県内9の地域協議会でのリサイクル処理及び農業用廃プラスチックリサイクル処理推進員の育成を実施しました。

推進員については、各地域でのリサイクル処理の推進とリサイクル処理のための分別を徹底するため、平成14年度から認定研修・試験を行っており、平成25年度は14名が新たに認定され、合計120名となりました。

これらの取組みにより、平成25年度のリサイクル処理率は84.3%となっています。

(6) 漁場環境保全対策の推進 【水産課】

本県は、日本海や、汽水湖である宍道湖・中海、江の川・高津川といった多様で豊かな水域が存在しています。

また、そこは良好な漁場でもあり、様々な漁業が営まれ、年間を通して良質な魚介類の供給源となっています。

そのため、漁場となる海や湖・河川の環境を維持・保全することは重要であるため、水質や水生

生物のモニタリングなどを行うことで、漁場環境の保全対策を推進しています。

①宍道湖・中海水産資源維持再生事業

良好な漁場となっている宍道湖・中海において、定点を定め水質・底質・水生生物を継続調査するとともに、両湖において環境悪化の要因となっている貧酸素水塊の動態に関する自動観測データや定期調査結果を県のホームページ上で公開することにより情報提供を行っています。

②赤潮・貝毒発生に関する漁場環境モニタリング調査

近年、日本海では有害赤潮の発生が頻発しており、漁業に甚大な被害をもたらしています。そのため、赤潮が発生しやすい時期に発生状況や海洋環境のモニタリング調査を実施しています。

また、イワガキ等の二枚貝類は、まれに有害プランクトンを食べることにより毒化する可能性があるため、出雲・石見・隠岐海域において定期的に検査を実施し、貝類の毒化状況の監視に努めています。

2 森林・農地・漁場における地域資源の多面的活用

(1) 木材利用の推進【林業課】

森林から生産される木材は、人にやさしく再生産可能な資源であり、二酸化炭素の吸収源対策に欠かせない「カーボンニュートラル」な資源です。

地域の森林から生産された木材を、県内外の住宅や公共施設等に幅広く利用し、さらに、未利用材や製材工場で発生した残材などの木質バイオマスを燃料等として有効に利用することは、森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献します。

平成20年3月に策定された、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、持続的な林業経営と森林の多面的機能を発揮させるために、「木を伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を実現することとしており、実践計画である「森林・林業戦略プラン（第2期：H24～27年度）」においても、しまねの「緑豊かな森」を未来に引き継ぐため、森林資源の利用を推進することとしています。

また、平成22年10月に施行された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、平成22年12月には「しまね県産木材の利用促進に関する基本方針」、「鳥根県木材利用率先計画」（平成26年3月更新）を策定し、県内の公共建築物等における県産木材利用を積極的に進めています。

(2) 棚田地域の保全とその利活用【農村整備課】

農業生産の場として長い歴史を経て形成・維持されてきた棚田地域は、国土の保全や水資源のかん養など様々な公益的機能を有しており、下流域の都市住民の生命・財産を守る重要な役割を果たすとともに、農山村の原風景を保持するなどの多面的な機能を発揮しています。この棚田地域における保全整備や利活用を促進する地域活動の支援を行っています。

① 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（里地棚田等の保全推進）

里地や棚田等において、多面的な機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生のために必要な施設等の整備を実施します。

② 中山間ふるさと水と土基金事業（中山間ふるさと・水と土保全推進事業）

棚田保全への県民参加を促すとともに、保全や利活用のため活動を行う集落組織等の育成・定着並びに持続的な活動を支援します。

(3) 美しく豊かな海辺の保全と活用【漁港漁場整備課】

美しく豊かな海と漁業集落は、漁業活動に加え人々が訪れ、憩い、交流する場として重要な役割

第1章 人と自然との共生の確保

を果たしているためその維持・保全を推進しています。

① 漁業集落環境整備事業

漁業集落における生活環境の改善を総合的に図り併せて生活廃水による海洋汚染を防止するため、集落道、水産用飲雑用水、漁業集落排水、緑地・広場等の整備を行います。

平成25年度事業実施地区 1地区

② 漁村再生交付金事業

個性的で豊かな漁村の再生を支援するため、地域の既存ストックの有効活用等による漁港施設及び生活環境施設の整備を行います。

平成25年度事業実施地区 2地区

③ 海岸環境整備事業

国土の保全と併せて養浜や植栽・遊歩道の設置等により海岸部の総合的なレクリエーション機能の整備を行います。

平成25年度事業実施海岸 1地区

第4節 景観保全と快適な生活空間の形成

1 良好な景観形成の推進 【都市計画課（景観政策室）】

(1) ふるさと島根の景観づくり

島根県は優れた自然景観に恵まれ、伝統文化に彩られた個性豊かな景観が形づくられてきましたが、これらの貴重な景観も時代の流れのなかで次第にその姿を変えつつあります。

そこで、わたしたちの暮らしや地域の発展との調和を図りながら、過去の世代から受け継いだ貴重な景観を守り、育てることにより、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創るため平成3年12月に「ふるさと島根の景観づくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、景観形成上特に重要な地域である宍道湖周辺を「宍道湖景観形成地域」として指定し、良好な景観形成の推進を図るとともに、県内全域において、大規模な建造物の建設や開発行為などについて、適切な景観づくりを誘導しています。

なお、平成16年12月に「景観法」が施行されたことを受けて、県では、市町村によるよりきめ細かな景観づくりの推進を図ることとしています。

(2) 主な景観政策事業

① 大規模行為等の届出

景観に影響を与える建築物、工作物の設置や開発行為について、事前に届出を求め、良好な景観形成のためにその行為の形態、意匠、緑化等について必要な指導・助言を行っています。

平成25年度は、大規模行為の届出が197件、景観形成地域内行為の届出が4件ありました。

② 地域景観づくり促進事業

地域を主体とした魅力ある景観づくりを促進するために、島根県景観づくり基金（8.3億円）により、住民や事業者が各種協定に基づき行う景観形成活動や、市町村等が行う景観向上のための自主的かつ積極的な活動を支援しています。

平成25年度は、市町村等の景観づくり経費補助が6件ありました。

③ 築地松景観保全整備事業

出雲平野の自然と文化に根ざした個性ある景観をつくり出している築地松を後世に伝え残すため、築地松景観保全対策推進協議会が行う築地松の保全整備活動を支援しています。

平成25年度末現在で、特定84件、一般76件、合計160件の築地松景観保全住民協定を認定しています。

④ しまね景観賞

優れた景観を形成している建物などを表彰することにより、県民の景観に対する意識高揚を図るため、「第21回しまね景観賞」を実施しました。

平成25年度は、166通の応募があり、「まち・みどり・活動」など5部門で11件の表彰を行いました。

⑤ その他

住民等の景観づくりを支援するために、平成25年度は「景観アドバイザー派遣」を4件行いました。

2 緑化の推進 【林業課】

平成10年度に県で策定した「島根県環境基本計画」の中に、「潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成」を目標に掲げており、この目標を達成するために、緑化推進運動等を通じて、緑豊かな生活環境づくりを推進しています。

第1章 人と自然との共生の確保

(1) 緑化推進運動

森林や樹木等の有する公益的機能に対する県民の期待が高まり、県民の自発的な協力によって森林を守り育てていくため、平成7年5月8日「緑の募金による森林整備等の促進に関する法律」が制定され、緑の募金が誕生しました。

この法律に基づき、(公社)鳥根県緑化推進委員会が緑の募金活動と募金による森林の整備及び緑化の推進の取り組みを行っています。

平成25年度においても、緑の募金を活用して森林整備事業、緑化推進事業、国際協力事業及び緑の少年団活動事業が行われました。

また、県立緑化センターを中心にして緑化相談などを通じ、緑化に関する普及啓発を図りました。

3 都市公園の整備【都市計画課】

都市公園は、都市空間に緑豊かなオープンスペースを確保し、都市景観の向上に役立つとともに、健康の維持増進やレクリエーション活動、文化活動の拠点となるほか、災害時には避難地・避難路、火災の延焼防止、救援活動の拠点となるなど多様な機能を有しています。

本県では、平成26年3月31日現在で400箇所(約1,053ha)の都市公園が開設されており、あらゆる人々が身近に憩える場として都市公園の整備を行うとともに、安全で安心して利用できるよう適切な維持管理や利用の促進を図っています。

4 多自然川づくりの推進【河川課】

平成9年に河川法が改正され、河川法の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられました。また平成18年には、1. 河川全体の自然の営みを視野に入れ、2. 地域の暮らしや歴史・文化と結びつきのある、3. 河川管理全般を見据えた多自然川づくりという3つの事項を踏まえた提言「多自然川づくりへの展開」を基に「多自然川づくり基本指針」が定められ、「多自然川づくり」が全ての河川における川づくりの基本となりました。

そのため、個別箇所の局所的な視点ではなく河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、並びに多様な河川風景を保全あるいは創出するために河川管理を行う「多自然川づくり」を推進しています。

5 水道の整備【薬事衛生課】

平成25年度末現在、県内の水道普及率は97.0%に達し、約68万人の県民が安全・安心な水道を利用しています。その内訳は、上水道(13箇所)が約52万9千人、簡易水道(165箇所)が約14万7千人、専用水道(34箇所)が約600人です(簡易水道数は、今後上水道や他の簡易水道との統合が進められるため減少していきます)。

施設整備に費用のかかる中山間地等の未普及地域(人口約2万1千人)については、水道整備の検討が必要となっています。

表1-4-1 水道普及率

年度	総人口 (A)	給水人口 (B)	普及率 (B/A)	上水道事業		簡易水道事業		専用水道		全国 普及率
				箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	
5	770,039	706,737	91.8	20	519,370	214	186,272	10	1,095	95.3
6	769,854	708,084	92	20	520,480	216	186,511	10	1,093	95.5
7	768,299	712,909	92.8	20	522,659	217	189,198	10	1,052	95.8
8	768,691	715,326	93.1	20	526,486	214	187,775	7	1,065	96
9	768,310	716,660	93.3	19	525,591	216	189,993	7	1,082	96.1
10	765,980	717,655	93.7	19	527,556	210	189,238	6	861	96.3
11	763,699	716,808	93.9	19	528,070	205	188,048	3	690	96.4
12	759,033	714,521	94.1	19	528,311	205	185,739	3	471	96.6
13	755,878	712,387	94.2	19	526,166	205	185,750	3	471	96.7
14	752,826	713,969	94.8	19	527,065	202	184,981	29	1,923	96.8
15	749,224	712,410	95.1	19	528,172	203	182,597	36	1,641	96.9
16	744,702	713,081	95.8	15	528,650	202	182,244	40	2,187	97.1
17	737,441	707,496	95.9	14	526,858	203	178,660	38	1,978	97.2
18	732,235	706,522	96.5	13	523,040	202	181,374	40	2,108	97.3
19	726,397	701,852	96.6	14	527,631	199	172,383	39	1,838	97.4
20	720,290	697,450	96.8	14	525,854	198	169,805	42	1,791	97.5
21	716,164	693,940	96.9	14	525,350	193	167,086	40	1,504	97.5
22	711,932	688,632	96.7	14	522,793	189	164,816	35	1,023	97.5
23	707,439	683,937	96.7	14	525,260	176	157,659	37	1,018	97.6
24	702,807	679,117	96.6	13	528,849 (75.2%)	166	149,698 (21.3%)	37	570 (0.1%)	97.7
25	697,489	676,257	97.0	13	528,764 (78.2%)	165	146,880 (21.7%)	34	613 (0.1%)	-

(注1) 水道法に定める水道の定義

上水道事業 計画給水人口5,001人以上の水道事業

簡易水道事業 計画給水人口101人～5,000人の水道事業

専用水道 居住者101人以上の自家用水道及び水道事業以外の水道又は20m³を超える給水能力をもつ水道(H14～)

(注2) 専用水道の給水人口 水道事業から受水箇所を除き自己水源のみの箇所を計上

